

## 1. 本規定の適用

この規定は、2022年4月1日以降に開設する、普通預金口座および総合口座取引について、通帳を発行する口座(以下「通帳式口座」といいます)を選択する場合に適用されます。

## 2. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定または総合口座取引規定、あしぎんWEB口座規定により取扱います。

この規定と普通預金規定または総合口座取引規定、あしぎんWEB口座規定に相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されます。

## 3. 通帳利用手数料

(1)2022年4月1日以降に開設する、個人の普通預金口座および総合口座取引について、通帳式口座を選択する場合は、当行所定の通帳利用手数料(年額、前払い)をご負担いただきます。

(2)1年目の通帳利用手数料は口座開設時にご負担いただきます。2年目以降は、口座開設日が属する月の11か月後の月末時点で通帳式口座を利用している口座について、翌月10日(休日の場合は翌営業日)に通帳、払戻請求書の提出なしに、該当する預金口座から引落すものとしします。なお、引落日の午後9時までには、該当する預金口座から払い戻すことのできる金額(総合口座については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)が手数料金額に満たないときは、預金残高不足と判定します。

(3)2022年4月1日以降に開設するあしぎんWEB口座を、預金者の希望により通帳式口座に変更する場合、変更時に当行所定の手数料をご負担いただきます。変更後は変更日を起点として、前記(2)の2年目以降の取扱いと同様に通帳利用手数料をご負担いただきます。

(4)次の口座は通帳利用手数料をご負担いただかないものとします。

- ①口座開設時点で70歳以上のお客さま
- ②決済用普通預金口座
- ③教育資金贈与専用預金口座
- ④結婚・子育て資金贈与専用預金口座
- ⑤後見制度支援預金口座
- ⑥ジュニアNISA口座
- ⑦その他当行が定める所定の要件を満たす口座

## 4. 通帳利用手数料をご負担いただけない場合の取扱い

(1)預金残高不足等により通帳利用手数料をご負担いただけない場合は、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳式口座をあしぎんWEB口座に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳式口座への再変更を希望するときには、当行所定の手数料をご負担いただいたうえで、当行所定の手続により通帳式口座に再変更ができるものとします。

(2)前記(1)の変更対象となった通帳式口座にキャッシュカードの発行がない場合でも、あしぎんWEB口座に変更できるものとします。

(3)前記(1)による通帳発行形態の変更に伴いお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

**5. 通帳利用手数料の返却**

ご負担いただいた通帳利用手数料は返却いたしません。

**6. 規定の変更等**

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2022年4月1日